

# 法の日週間行事 民事調停制度等説明会

福井地方・家庭裁判所では、法の日週間行事として民事調停制度等説明会を行います。

裁判所では、トラブル解決の手続として様々な手続があります。今回の行事では、みなさんに身近な「簡易裁判所」で取り扱う手続きや、その中でも特に「民事調停手続」について説明いたします。



## Q 民事調停制度とは何ですか？

裁判所では様々な手続を行っていますが、そのうちのひとつで、**話し合いでトラブルを解決する**手続です。



## Q どんなトラブルを取り扱いますか？

例えばお金の貸し借りや売買代金の支払い、交通事故や近隣関係のトラブルなどを取り扱います。  
(※夫婦間のトラブルなどは、家庭裁判所での手続になります)



お隣さんとしょっちゅう喧嘩ばかりしてるわ。



お金を返してくれなかったとき、どうしたらいいだろう？

## 福井地方・家庭裁判所

日時 11月30日(木) 15:00~16:30(受付14:30~)

場所 福井地方・家庭裁判所 3階第1会議室  
(※WEBでの参加も可)

人数 ・会場参集24名まで ・WEB参加50名まで  
(※50端末)

内容 ・簡易裁判所で取り扱う民事裁判等の手続や調停手続の説明  
・調停委員による事例等の紹介  
・裁判官、調停委員等による質疑応答等

申込方法 福井地家裁ウェブサイトでご確認ください。

<https://www.courts.go.jp/fukui/kengaku/kouhou/index.html>

(二次元コードはこちら→)

申込期間 10月20日8:30~11月22日17:00まで

その他 ・当日、報道機関等の撮影取材が行われる場合があります。  
・その他、必ずHP掲載の注意事項をお読みください。

